

家族信託 後見よりも自由

このコラムで後見制度を取り上げたところ、読者などから「家族信託」も紹介してほしい、という意見をいただきました。

信託という、投資信託や信託銀行を思い浮かべますが、家族信託はこれらとは関係ありません。信託法に基づく財産管理の手法で、最近注目されています。私の母(76)のケースを想像してみました。自宅と預金を持っている母が、認知症になって判断能力が衰える前に、長男である私と家



デザイン部・小林早希

族信託の契約を結ぶとします。内容は、①母の判断能力が衰え介護施設に入ったら、自宅を売ってその費用に充てる②母の死亡後、預金などの財産はすべて私が相続する――。家族信託なら、これらをまとめて実現できます。

備えあれば

家族信託を利用せずに行うとしたら、①では後見制度を使い、②では遺言が必要になります。自宅の売却は後見制度でもできますが、家庭裁判所から許可を得なければなりません。また、例えは、先祖代々の土地を子へ、子の死後は孫へ相続させることも、家族信託で決めておけます。

家族信託の契約を結ぶとします。内容は、①母の判断能力が衰え介護施設に入ったら、自宅を売ってその費用に充てる②母の死亡後、預金などの財産はすべて私が相続する――。家族信託なら、これらをまとめて実現できます。

遺産では、この場合、子または指定できません。静岡市の行政書士、石川秀樹さんは「家族信託は、財産を守る、活用する、遺産をワンストップで行える」と強調します。財産を託す相手は、友人や知人でもかまいません。家族信託コーディネーターの横手彰太さんは、「信頼できる人かどうかが重要。信じて託す関係がなければなりません。」

このコラムでは、父親を見送った記者(48)が、最期に備えるための情報をお伝えしています。

2018年1月16日
読売新聞朝刊
21面